

住宅金融公庫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の施行に伴い、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十三条第一項第二号、第二十七条第三項及び第二十七条の三第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条の五」を「第十七条の六」に、「公庫債券（第十八条 第三十一条）」を「公庫債券等（第十七条の七 第三十一条）」に改める。

第四条の見出し中「第十七条第十項」を「第十七条第十項」に改め、同条第一項中「第十七条第十項第一号」を「第十七条第十項第一号」に改め、同項第二号口中「第十七条第十項」を「第十七条第十項」に改め、同条第二項中「第十七条第十項第二号」を「第十七条第十項第二号」に改め、同条第三項中「第十七条第十項第四号」を「第十七条第十項第四号」に改める。

第四条の二（見出しを含む。）中「第十七条第十項」を「第十七条第十二項」に改め、同条第四号中「

第十七条第十項」を「第十七条第十一項」に改める。

第十二条第一項中「第十七条第十項の」を「第十七条第十一項の」に改め、同項第一号中「第十七条第十項」を「第十七条第十二項」に改め、同項第二号中「第十七条第十項第一号」を「第十七条第十一項第一号」に改め、同項第三号中「第十七条第十項第二号」を「第十七条第十一項第二号」に改め、同項第四号中「第十七条第十項第三号」を「第十七条第十一項第三号」に改め、同項第五号及び同条第三項中「第十七条第十項第一号」を「第十七条第十一項第一号」に改める。

第十三条第一項中「第十七条第十一項」を「第十七条第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十項第一号」に、「第十七条第十項第一号」を「第十七条第十一項第一号」に改め、同条第四項中「第十七条第十項第一号」を「第十七条第十一項第一号」に改める。

第十七条第一項の表五の項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同表六の項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第二号」を「同条第十一項第二号」に、「第十七条第十項第二号」を「第十七条第十一項第二号」に改め、同表七の項中「第十七条第十項又は第十一項」を「第

十七条第十一項又は第十二項」に改める。

第十七条の三第一項の表一の項及び四の項中「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に改め、同表五の項中「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第十七条の五の見出し中「第二十三条第一項第三号」を「第二十三条第一項第四号」に改め、同条中「第二十三条第一項第三号」を「第二十三条第一項第四号」に、「組織と能力と」を「組織及び能力」に改め、第一章中同条を第十七条の六とし、第十七条の四の次に次の一条を加える。

（法第二十三条第一項第二号の政令で定める法人）

第十七条の五 法第二十三条第一項第二号に規定する政令で定める法人は、公庫の業務を委託するに必要で、かつ、適切な組織及び能力を有する債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）

第二条第三項に規定する債権回収会社とする。

「第二章 公庫債券」を「第二章 公庫債券等」に改める。

第二章中第十八条の前に次の一条を加える。

（引当金）

第十七条の七 公庫は、債権譲受けに要する資金を調達するために住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）を発行した場合において、法第二十七条の五の規定により公庫の貸付けに係る貸付債権を当該公庫債券の債務の担保に供したときは、法第二十六条の二第一項の特別勘定以外の勘定において、主務省令で定めるところにより、当該担保権の実行に伴う損失の補てんに充てるために必要な引当金を保有しなければならぬ。

第十八条第一項中「住宅金融公庫債券（以下「公庫債券」という。）」を「公庫債券」に改める。

第二十条第四項中「公庫の貸付債権」の下に「（譲り受けた貸付債権を含む。）」を加える。

附則第四項第二号中「第十七条第十項又は第十一項」を「第十七条第十一項又は第十二項」に、「同条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同項第三号中「第十七条第十一項」を「第十七条第十二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(公庫の国庫納付金に関する政令の一部改正)

第二条 公庫の国庫納付金に関する政令(昭和二十六年政令第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号を次のように改める。

一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。

イ 住宅金融公庫法第二十六条の二第一項の特別勘定の損益(同条第二項の規定により積立金を積み立てたときは、当該積立金として積み立てた額)を控除して計算するものとする。

ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令(昭和三十二年政令第七十号)第十七条の七の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第三条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項第二号中「第十項」を「第十一項」に改める。

(勤労者財産形成促進法施行令の一部改正)

第四条 勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項中「第五項若しくは第六項」を「第六項若しくは第七項」に改める。

第四十条第一号中「第五項又は第六項」を「第六項又は第七項」に改める。

(沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部改正)

第五条 沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「委託するに」を「委託するに」に、「組織と能力とを有する建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関である法人及び住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五條第一項の指定住宅性能評価機関である法人」を「組織及び能力を有する次に掲げる法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築基準法第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関である法人

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五條第一項の指定住宅性能

評価機関である法人

三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第三項に規定する債権回収会社

第五条第二項第三号中「前項に規定する法人」を「前項第一号及び第二号に掲げる法人」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第三号に掲げる法人 法第二十一条第一項の規定により住宅金融公庫の行う住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する業務及び同条第十三項第四号（譲り受けた貸付債権に係る貸付金の回収に係る部分に限る。）に規定する業務を受託した場合における次に掲げる業務

イ 譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務

ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「資金の融通」の下に「、貸付債権の譲受け、債務の保証」を加える。

第二百二十条第五号中「第十七条第十項及び第十一項」を「第十七条第十一項及び第十二項」に改める。

第二百二十一条第一号中「資金の融通」の下に「、貸付債権の譲受け、債務の保証」を加える。

理 由

住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部改正に伴い、譲り受けた貸付債権に係る元利金の回収等の業務を委託することができ法人を定めるとともに、一定の場合に特別勘定以外の勘定において公庫債券の債務に係る担保権の実行に備えた引当金を保有することとする等の必要があるからである。